四　意見書の提出方法等
イ　提出方法及び提出先
(1)　郵送による場合
〒一〇〇―八九一八　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号（中央合同庁舎第三号館八階）
国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
(2)　ファクシミリ装置による場合
番号　〇三―五二五三―八九三七
国土交通大臣（国土交通省港湾局港湾経済課扱い）あて
ロ　提出期限
縦覧期間が終了する平成二十八年二月十八日までに必着
ハ　記載要領
(1)　意見提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに意見提出者が申請の内容について利害関係を有する者に該当する事実を記載すること。
(2)　意見は、日本語により記載すること。

○国土交通省告示第二百九十一号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十六条第四項の規定により、次の機関の行う講習を監理技術者講習として登録したので、同法第二十六条の二十一第一号の規定により、公示する。
平成二十八年二月五日　国土交通大臣　石井　啓一

(一)　登録年月日　平成二十八年一月二十二日
(二)　登録番号　11
(三)　氏名又は名称　株式会社　大須賀土木建築研究所
(四)　住所　東京都新宿区北新宿４丁目２０番１２号
(五)　法人である場合の代表者の氏名　大須賀　泰
(六)　講習業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区北新宿４丁目２０番１２号

○関東地方整備局告示第十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月五日　関東地方整備局長　石川　雄一

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
六号　東京都葛飾区新宿二丁目三四三三番一地先から同区新宿二丁目三四三九番六地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　関東地方整備局及び同局首都国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月五日

○関東地方整備局告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年二月五日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　立川都市計画道路事業三・二・四号新青梅街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都武蔵村山市学園三丁目、二丁目及び一丁目、神明四丁目及び一丁目並びに中央二丁目及び一丁目地内
使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年二月五日　関東地方整備局長　石川　雄一

一　施行者の名称　東京都
二　都市計画事業の種類及び名称　東村山都市計画道路事業三・四・十一号保谷東村山線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　東京都東村山市久米川町一丁目地内
使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成二十八年二月五日　中部地方整備局長　茅野　牧夫

一　施行者の名称　愛知県
二　都市計画事業の種類及び名称　東三河都市計画道路事業三・四・十八号小松原街道線
三　事業施行期間　自平成二十八年二月五日至平成三十四年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　愛知県豊橋市浜道町字北側及び字管石、西幸町字浜池並びに曙町字測点及び字南松原地内
使用の部分　なし

○四国地方整備局告示第十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月五日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名　供用の開始の区間　図面縦覧場所
三十三号　高知県吾川郡いの町波川字ヲヤバタケ一九〇六番一から同町波川字四十九代一九〇二番一地先まで　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月六日

○九州地方整備局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十八年二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十八年二月五日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　三号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福岡市東区下原四丁目一〇一五番一から同市博多区榎田二丁目三番二まで	前	A 二〇・〇〇～二四・五〇メートル	一三・九九三キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一〇・〇〇～一〇・〇〇メートル	九・一七〇キロメートル	
	後	A 二〇・〇〇～二四・五〇メートル	一三・九九三キロメートル	
		B 九四・五〇～一〇二・〇〇メートル	九・一七〇キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所